

宮城学院女子大学「障害のある学生の支援に関する基本方針」

1. 基本理念

大学は、共生社会の創出に寄与する義務があり、障害¹及び社会的障壁によりさまざまな制限を受ける学生に対して、必要かつ合理的な配慮を提供する修学支援体制の構築が強く求められている。

これに関しては、国連の「障害者の権利に関する条約」に対して、わが国は2007年9月に署名、2014年1月に批准し、並行して「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(略称:障害者差別解消法)」を2013年6月に制定、2016年4月1日より施行したという社会の動向がある。この「障害者差別解消法」により、大学においても障害のある学生に対する不当な差別的取扱いを行わないこと、合理的配慮の提供を行っていくことが求められている。

本学の建学の精神は、「福音主義キリスト教の精神に基づいて学校教育を行い、神を畏れ敬い、自由かつ謙虚に真理を探究し、隣人愛に立ってすべての人の人格を尊重し、人類の福祉と世界の平和に貢献する女性を育成すること」であり、「神を畏れ、隣人を愛する」をスクール・モットーとしている。この建学の精神および国の方針に基づき、本学では全学生が障害の有無や程度に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共生する大学を目指す。また教職員が障害について共に学び、理解することで、学生一人一人がその能力を最大限に発揮することができる環境の整備に努める。

本学は、障害のある学生に対しても開かれた大学を目指すために、具体的には以下の方針を示し、障害のある学生が平等な教育を受ける権利を実現できるように努力する。また、こうした配慮・支援の提供を調整する機能を持つ組織として特別支援室を学内に設置している。

2. 支援の対象

本基本方針において、「障害のある学生」とは、障害者基本法に規定する障害者の内「身体障害者」、「精神障害者」、「発達障害者」、「その他の心身の機能の障害があるもの」を指す。このうち支援の対象者となるものは、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性が認められるものとする

¹ 「障害」の表記の仕方については様々な意見があるが、本学では文部科学省の表記に従った。

3. 受け入れ及び修学などの支援に係る方針

- (1) 障害のある学生が他の学生と同等に修学できるように必要かつ適切な支援を行う。
- (2) 障害のある学生の自立や社会参加を視野に入れた適切な支援と配慮を行う。
- (3) 入試、入学から卒業までの継続的かつ一貫した支援を行う。
- (4) 障害のある学生が、大学生活や学修場面において抱える様々な困難について、周囲の学生や教職員の理解を深めるため、啓発活動を実施する。
- (5) 本方針及び支援内容や体制について情報の公開に努める。

4. 支援の実施体制

- (1) 障害のある学生の支援には教職員の共通理解と協働が必要であり、全学での支援体制づくりを目指す。
- (2) 障害のある学生に対して合理的な配慮が提供されることを保障するため、学生相談・特別支援センター内に特別支援室を設置する（2016年4月設置）。

5. 障害のある学生の支援における学生相談・特別支援センターの役割

- (1) 障害のある学生の所属学科・専攻、関連する部局と連携し、学生支援のネットワークを構築する。
- (2) 保護者との連携、教職員へのコンサルテーション、外部関連機関との連携などの活動を行う。
- (3) 障害のある学生に対する具体的な支援内容は以下の通りで、当該学生のニーズに基づいて必要な支援を行う。
 - ①授業に関する支援
 - ②大学生活に関する支援
 - ③卒業後の進路決定に関する支援

以上